

令和元年9月4日
宇宙開発戦略推進事務局

宇宙活動法施行規則改正案、ガイドライン等改訂案のポイント

	#	項目	内容
施行規則関連	1	成年被後見人の権利の制限に係る措置の適正化に伴う改正（5条の2、第20条の2）	一律に欠格条項とするのではなく、人工衛星等の打上げ、人工衛星の管理を適正に行う能力の有無について個別に確認する。
	2	申請書類の削減（5条2項、20条2項等）	人工衛星等の打上げに係る許可申請、型式認定申請、適合認定申請、人工衛星の管理に係る許可申請、及び、損害賠償担保措置の承認の申請の際に必要なであった、申請者に係る書類（定款、登記事項証明書、住民票の写し等）の提出を不要とする。
	3	様式の変更（様式第1、様式第17等）	人工衛星等の打上げに係る許可申請書、人工衛星の管理に係る許可申請書等の様式について、法施行後の運用状況を踏まえて適正化のため変更する。
ガイドライン等	4	警戒区域として立入規制を行う期間の例の紹介、及び、警戒区域の範囲の適正化（打上げ許可ガイドライン6.3.6）	整備作業中及び打上げ時の警戒区域の期間を、推進薬の種類別に例を紹介する。
	5	着火装置等や重要なシステム等にソフトウェアを用いている際の留意点を明確化（型式認定ガイドライン6.2.2及び6.5.2、適合認定ガイドライン6.3.2及び6.5.2）	ソフトウェアを用いた制御系の故障で複数の対処手段を喪失しないことや、冗長系を同時に喪失しないことなどを明示する。
	6	傷害予測数の算出の簡素化及び、留意する点の明確化（人工衛星管理許可ガイドライン6.2.4、傷害予測数計算条件及び方法（人工衛星）5.）	超小型衛星の傷害予測数の算出において、詳細な検討を省略することが可能な条件を明示する。また、分離物がある場合は分離物に対しても評価を行う点などを明示する。
	7	施行規則の改正案に応じた申請マニュアルの変更等（申請マニュアル、記載例）	申請書類の削減に応じた変更に加え、申請書の軌道の記載例などを追加する。
	8	宇宙物体登録の申請書の記載方法についての明確化（宇宙物体登録届出マニュアル4.4）	変更の届出を行う場合の記載方法や、特殊なケース（親衛星から子衛星の放出、ISSから超小型衛星の放出）の記載方法を明示する。